

2 分野目標Ⅱ 安全・衛生

分野目標Ⅱ（安全・衛生）の施策目標 5. 大気環境の保全 澄んだ空・きれいな空気を守ります

（1） 大気環境保全の充実

*現況と課題

大気汚染物質濃度の経年変化

市内の 大気環境を常時観測している福野観測局^{※1}の過去10年間の環境基準の達成状況をみると、全ての年で達成しています。また、光化学オキシダント^{※2}は、県内の全25観測局と同様、未達成となっていますが、昭和51年の光化学オキシダントの緊急時発令制度の開始以来、市内では緊急発令のレベルには達していない状況です。

一方、中国で深刻な大気汚染をもたらし、日本への飛来が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)^{※3}の観測体制についても、今後強化することが求められています。

このように市内の 大気環境を経年的に把握することは、今後の大気汚染防止施策を講じていく上でも重要な要素となることから、今後も継続的な監視が必要です。

※1 福野観測局の所在地：南砺市柴田屋153

※2 福工場や車からなる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物（VOC））が太陽からの紫外線のエネルギーによって反応して作り出されるオゾン、PAN（ペルオキシアセチルナイトレート）、アルデヒドなどの汚染物質の総称。

※3 大気汚染の原因物質とされる浮遊粒子状物質（粒子直径が10マイクロメートル以下）よりもるかに小さい超微粒子（2.5マイクロメートル以下）で、ぜんそくや気管支炎を引き起こすといった人の健康に与える影響が懸念されている物質。

福野観測局における環境基準の達成状況 ○：環境基準達成、×：環境基準未達成

項目／年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
二酸化硫黄	長期	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	長期	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期	○	○	○	○	○	○	○	○
二酸化窒素		○	○	○	○	○	○	○	○

資料：「環境白書（平成25年版～令和2年版）」富山県

福野観測局における光化学オキシダントの環境基準の「未達成」時間の割合状況

項目／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
光化学オキシダント	5.1%	5.5%	5.9%	6.7%	5.6%	6.1%	4.3%	4.3%

資料：「環境白書（平成25年版～令和2年版）」富山県

大気環境に対する市民意識

市民環境意識調査では、86.9%^{※4}の回答者が「空気のきれいさ」に満足しています。しかし、前回の調査では「空気のきれいさ」に満足している回答者は92.5%^{※4}であり、前回調査時と比較して満足度は低下しています。今回調査時では、地域別に見ると平野部、年代別に見ると70歳以上の方の満足度がやや低くなっています。

また、市に寄せられた大気汚染の苦情件数は年間0～6件（過去10年間）となっており、その内容は、市民環境意識調査での意見にあった住まい周辺で行われる廃棄物の野外焼却から発生する煙や飛び火を懸念するものであることから、これらの課題への適切な対応が必要です。

※4 「満足」と「やや満足」を合わせた割合

* 施策（環境保全に対する取組方向）

大気環境を監視し、環境情報を提供します。光化学オキシダントの緊急時発令に速やかに対応できるように、県や市内小学校等の関係機関との連絡体制の連携を維持します。PM2.5 質量濃度の上昇に影響を与える野外焼却を減らすための取り組みの強化を図ります。

重点事項

- ・大気環境を監視し、環境情報を提供します。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
二酸化窒素濃度の環境基準の達成状況	%	100	100	100	福野観測局の二酸化窒素濃度(年間測定結果の長期的評価)と環境基準との対比
光化学オキシダント注意報発令数	回	0	0	0	光化学オキシダントの年間発令数
空気のきれいさに満足している市民の割合	%	86.9	90	95	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・エコカーを選びましょう。・公共交通機関の利用や徒歩や自転車によるエコ通勤を実践しましょう。・エコドライブに取り組みましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・エコカーを導入しましょう。・高効率システムを導入して排ガス量を削減しましょう。・公共交通機関による通勤を推奨しましょう。・エコドライブに取り組みましょう。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・エコドライブに取り組みましょう。

(2)

固定発生源対策の推進

*現況と課題

市では富山県と連携し、特定施設の大気汚染物質濃度や管理状況の把握に努めています。また、規制基準を超過した場合には、設置者に原因調査と改善のための指導を行っています。これらの対策の推進によって、産業型の公害は減少し、一定の成果を上げてきたことから、今後もこれらの監視体制を維持していく必要があります。

市内の大気汚染防止法に基づく特定施設の届出状況 [R2.3.31 現在]

施設の種類	大気汚染		
	ばい煙 発生施設	一般粉塵 発生施設	揮発性有機化合物 (VOC) 排出施設
工場・事業場数 [特定施設数]	80 社 132 [施設]	24 社 76 [施設]	0 社 0 [施設]

資料：「大気汚染の現況 身近な公害の現況（騒音・振動・悪臭）令和2年度版」富山県

*施策（環境保全に対する取組方向）

県と連携し、工場や事業場に対して、大気汚染防止法や富山県公害防止条例に基づく規制や指導を行います。大気環境に関する公害防止協定の締結を推進するとともに、問題の発生している工場や事業場に対して、協定内容に基づく協議を行います。廃棄物の野外焼却禁止に係る周知や監視を強化するとともに消防署や警察署と連携し、野外焼却の行為者に指導を行います。適正な農薬散布を推進するため、近隣住民への配慮を促す啓発を行います。国や県と連携し、総合的かつ継続的に大気汚染防止対策を実施していきます。

重点事項

- 適正な農薬散布を推進するため、近隣住民への配慮を促す啓発を行います。
- 野外焼却防止を図るため、適正処理への啓発を推進します。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
空気のきれいさに満足している市民の割合 (再掲)	%	86.9	90	95	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">廃棄物の野外焼却は法律で禁止されているので、野外焼却は絶対にやめましょう。農薬や化学肥料の使用を控えましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">公害防止関係の法令・条例等の適合を把握し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。農薬や化学肥料の使用を控えましょう。

分野目標Ⅱ（安全・衛生）の施策目標 6. 水環境の保全 清らかな水を守ります

（1） 水環境監視の充実

* 現況と課題

公共用水域の水質の経年変化

ア. 河川

市内には小矢部川・山田川水系、庄川水系、神通川水系の一級河川や中小河川が数多く存在しています。市では、県と連携しながら毎年河川の水質測定を実施していますが、過去2年間の測定結果をみると、環境基準点（下表①～③）では、環境基準を達成しているものの、中小河川の定点観測地点（下表④～⑯）では15地点中4地点で環境基準を超過していました。特に⑬安居寺橋では、目標とする環境基準を大幅に超過しており、水質の改善が見られない観測地点もあります。そのため、水質の悪い河川の根本的な原因を究明するとともに、生活排水対策等を実施していく必要があります。

市内の公共用水域における水質の現況 [河川]

生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)			年度	R1		R2	
調査地点	河川名	水域	環境基準	夏季	秋季	夏季	秋季
①太美橋	小矢部川	小矢部川	1	0.5	-----	-----	-----
②福野橋	山田川		2	0.7	-----	-----	-----
③二ヶ渕えん堤	山田川		1	>0.5	-----	-----	-----
④太谷橋	太矢川	小矢部川	1	0.5	0.7	1.0	0.7
⑤糸谷橋	糸谷川		2	1.3	1.5	1.0	0.7
⑥新明神橋	明神川		2	1.4	1.3	1.1	0.8
⑦上津橋	旅川		2	1.7	1.5	1.0	0.9
⑧八塚橋	大門川		2	1.2	1.8	1.3	1.0
⑨雁徳時橋	西大谷川		2	2.6	4.9	1.0	0.5
⑩勧行寺橋	勧行寺川		2	1.3	1.6	0.8	0.5
⑪北野橋(夏)神明橋(秋)	池川		2	1.5	1.3	1.8	3.3
⑫晚田橋	大井川		2	1.2	1.5	1.3	0.8
⑬安居寺橋	御手洗川		2	4.6	5.0	11.0	-
⑭北越あられ	用水		2	-	1.3	-	<0.5
⑮チューモクパーク工場	用水		2	-	1.1	-	4.5
⑯ホワイト食品	用水		2	-	1.4	-	0.9
⑰下島橋	利賀川	庄川	1	-	0.9	-	<0.5
⑱菅沼橋	百瀬川	神通川	2	-	1.0	-	<0.5

資料：①～③は「環境白書（令和2年版）」富山県、④～⑯はエコビレッジ推進課

イ. 湖沼（ため池を含む）

市内には天然の湖沼やダム貯水池、農地を潤すために人工的に造成されたため池が数多く存在しています。市では、県と連携しながら毎年湖沼の水質測定を実施していますが、過去5年間の測定結果（下表）の最大値をみると、環境基準点（下表①）では環境基準を達成していますが、下表②～④では目標とする環境基準を超過しているところも見られることから、今後も水質を継続的に監視していく必要があります。

市内の公共用水域における水質の現況 [湖沼]

化学的酸素要求量(COD) (mg/L)					H28	H29	H30	R1	R2	最大値	平均値
調査地点	河川名	水域	種類	環境基準							
①桂湖 (湖中央)	庄川	庄川	ダム貯水池	3 以下	1.7	1.8	1.0	1.5	---	1.8	1.5
②桜ヶ池	大井川	小矢部川	ため池	[参考] 3 以下	0.8	0.6	0.7	0.9	1.6	1.6	0.92
③縄ヶ池			天然湖	[参考] 3 以下	0.8	0.5	1.4	1.5	2.0	2.0	1.24
④赤祖父池			ため池	[参考] 3 以下	1.4	1.3	1.4	1.3	1.5	1.5	1.38

全窒素濃度(T-N) (mg/L)					H28	H29	H30	R1	R2	最大値	平均値
調査地点	河川名	水域	種類	環境基準							
①桂湖 (湖中央)	庄川	庄川	ダム貯水池	-	0.36	0.34	0.26	0.32	---	0.36	0.32
②桜ヶ池	大井川	小矢部川	ため池	-	0.43	0.05	0.49	0.30	0.19	0.49	0.292
③縄ヶ池			天然湖	-	0.84	<0.05	0.37	0.28	0.37	0.84	0.465
④赤祖父池			ため池	-	0.41	<0.05	0.46	0.39	0.26	0.46	0.38

全リン濃度(T-P) (mg/L)					H28	H29	H30	R1	R2	最大値	平均値
調査地点	河川名	水域	種類	環境基準							
①桂湖 (湖中央)	庄川	庄川	ダム貯水池	0.01 以下	0.004	0.005	0.004	0.003	---	0.005	0.004
②桜ヶ池	大井川	小矢部川	ため池	[参考] 0.01 以下	0.01	0	0.01	0.01	0.04	0.04	0.015
③縄ヶ池			天然湖	[参考] 0.01 以下	0.01	0.13	0.02	0.01	<0.003	0.13	0.043
④赤祖父池			ため池	[参考] 0.01 以下	0.11	0.12	0.02	0.02	0.07	0.12	0.068

備考 1)「桜ヶ池、縄ヶ池、赤祖父池では環境基準の適用を受けないため、参考地として、桂湖の環境基準（湖沼A・II類型）と同等の水質を掲げた、なお、全窒素の環境基準は県内全湖で当面の間適用されないことから、「-」とした。

資料：①は「環境白書（平成29年版～令和2年版）」富山県、②～④はエコビレッジ推進課

水環境に対する市民意識

市民環境意識調査では、78.1%^{※1}の回答者が「水のきれいさ（川・湖沼・池・地下水等）」に満足していますが、市に寄せられる水質汚濁の苦情件数は毎年多く、その割合は総苦情件数の8割以上も占めており、水質汚濁に対する関心の高さがうかがえます。その内容の大部分は油漏れに関するもので、これらの課題に対する適切な対応が必要です。

一方、平成の名水百選に選ばれた「不動滝の靈水」を含め名水と呼ばれる清水に対して、地域住民の積極的な保全活動が行われていることからも、水環境の意識の高さがうかがえます。

※1 「満足」と「やや満足」を合わせた割合

水質汚濁の苦情件数

項目／年度		水質汚濁				
		H28	H29	H30	R1	R2
水質の苦情件数（件）		9	13	10	7	17
【参考】	苦情件数の総数（件）	10	13	11	8	18
	総数に占める水質の苦情件数の割合（%）	90	100	91	88	94

資料：エコビレッジ推進課

水質汚濁事故の状況

市内では、水質汚濁に関する事故が毎年1～6件程度^{※2}報告されています。

ホームタンクからの小分け中の不注意やバルブの閉め忘れ等の人为的なミスによる油の流出が主たる原因となっています。また、原因者に占める割合では事業者が多くなっていますが、家庭においても冬季を中心に事故が発生する傾向にあることから、注意喚起を定期的に続けていくことが必要です。

※2 「水質汚濁の現況（平成29年度～令和2年度）」富山県

***施策（環境保全に対する取組方向）**

県と連携し、公共用水域、地下水の水質調査を毎年実施し、環境情報を提供します。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
市内河川のBOD環境基準の達成率	%	90	100	100	水質基準を達成した地点数／一級河川の水質調査9地点
市内湖沼のCOD環境基準の達成率	%	100	100	100	環境基準を達成した地点数／総地点数4地点(桂湖桜ヶ池・繩ヶ池・赤祖父池)
水（川・湖沼・池・地下水等）のきれいさに満足している市民の割合	%	86.9	85	90	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	・生活雑排水の排出抑制に努めましょう。
事業者	・公害防止関係の法令・条例等の適合を把握し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。
滞在者等	・行楽地等で出したゴミは持ち帰りましょう。

(2)

工場・事業場対策の推進

*現況と課題

市では、富山県と連携し、特定施設の水質汚濁物質濃度や管理状況の把握に努めています。また、規制基準を超過した場合には、設置者に対して原因調査と改善のための指導を行うことっています。

これらの対策の推進によって、産業型の公害は減少し、一定の成果を上げてきたことから、今後も監視体制を維持していく必要があります。

市内の水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出状況 [R2.3.31 現在]

施設の種類	水質汚濁
特定事業場数	362 施設

資料：エコビレッジ推進課

*施策（環境保全に対する取組方向）

県と連携し、工場や事業場に対して、水質汚濁防止法や富山県公害防止条例に基づく規制や指導を行います。水質環境に関する公害防止協定の締結を推進するとともに、問題の発生している工場や事業場に対して、協定内容に基づく協議を行います。

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

事業者

- ・公害防止関係の法令・条例等の適合を把握し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。

(3)

生活排水対策の推進

*現況と課題

近年では、事業系排水による水質汚濁の改善と、市の取り組みによる生活雑排水の適正処理を推進してきたことから、令和2年度末の汚水処理人口普及率（施設整備率）は99.6%に達し、全国※1や富山県※2と比べても高い施設整備率を誇っています。また、実際に施設を利用している割合は93.6%まで増加しましたが、単独浄化槽設置の世帯及び事業者が残り、施設利用率の向上が課題となっています。

※1 全国、富山県の施設整備率〔汚水処理人口普及率〕92.1%（岩手県及び福島県を除く）

※2 「富山県の令和2年度末の施設整備率〔汚水処理人口普及率〕97.4%

資料①：全国、富山県の施設整備率は「令和2年度末の汚水処理人口普及状況について（お知らせ）」
環境省報道発表資料

資料②：南砺市の施設整備率と施設利用率は上下水道課

*施策（環境保全に対する取組方向）

公共下水道施設の長寿命化計画を推進するため、管路及び排水処理施設の適切な維持管理を実施します。供用区域における下水道の接続率を向上させるため、下水道の役割のPRや戸別訪問等による接続指導を行います。各家庭で実践できる適正な生活排水対策を周知・啓発します。

重点事項

- 供用区域における下水道の接続率を向上させるため、下水道の役割のPRや戸別訪問等による接続指導を行います。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
下水道接続率（水洗化・生活雑排水処理率）	%	93.6	94	95	生活排水処理施設（下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽）を実際に利用している人口／排水区域内人口（各年度の翌年度4月1日）

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">生活雑排水の排出抑制に努めましょう。環境にやさしい洗剤を使用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">水質汚濁がないよう、環境に配慮して、製品の開発・製造やサービスの提供をしましょう。

(4)

地下水・土壤汚染対策の推進

*現況と課題

地下水は、年間を通じて水温に変化が少なく、清浄な水質であることが多いことから、生活用水や農業用水として利用されています。しかしながら、全国的には工場や事業場からの重金属や揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化し、汚染の判明件数が増加傾向にあります。土壤や地下水は、いったん汚染されると汚染は長期化し、その浄化も困難になることが多いため、未然の防止対策が重要となります。

市では、県と連携しながら毎年地下水の水質調査を実施しており、令和元年度には概況調査^{*1}を7地点、継続監視調査^{*2}を3地点実施しました。今後も継続的に汚染濃度の推移を調査し、適切な浄化対策を講じていく必要があります。

継続監視調査による市内の地下水水質の経年変化 単位:mg/l

項目	調査地域	地点数	環境基準	H28	H29	H30	R1
テトラクロロエチレン	南砺市本町	3	0.01	ND ~0.0097	ND ~0.0066	ND ~0.0089	ND ~0.0091

*1 概況調査は飲用目的の地下水利用が多い平野部で実施している。濃度の推移を把握するため、年1回かつ毎年同じ時期に測定を実施する。調査項目は25項目。

*2 継続監視調査は、汚染地域で汚染の動向と浄化対策による改善効果を確認するために実施している。地点や回数は、自然的原因の汚染地域が年1回の2地点(汚染濃度が高い1地点+汚染の影響がみられない1地点)、人為的原因の汚染地域が年3回の3地点(汚染濃度が高い2地点+汚染の影響がみられない1地点)。

資料:「水質汚濁の現況(令和2年度)」富山県

*施策(環境保全に対する取組方向)

地下水や土壤汚染が認められた場合は、市民の安全の確保のため、県と連携しながら速やかに周知し、原因究明と適切な対策を講じます。また、農薬や化学肥料等の適正使用や、家畜排泄物の堆肥化を推進します。

重点事項

- 地下水や土壤汚染が認められた場合は、県と連携しながら速やかに周知し、原因究明と適切な対策を講じます。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状(R2)	中間目標(R8)	目標(R13)	環境指標の説明
土壤汚染・地下水汚染の報告件数	件	0	0	0	土壤汚染・地下水汚染の年間報告件数(富山県への報告件数を含む)

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	・有害な物質の取り扱いには十分気をつけましょう。
事業者	・公害防止関係の法令・条例等の適合を把握し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。 ・有害な物質の取り扱いについて、社内教育を徹底しましょう。

(5)

健全な水循環の確保

*現況と課題

市内の高度浄水普及率は99.6%（令和2年度末）となっており、市内の世帯のほとんどが上水道を利用していることになり、第2次南砺市総合計画策定時の市民意識調査結果でも高い満足度が得られています。この水道水を今後も安定的に供給していくためには、老朽化した水道施設の更新や修繕が不可欠ですが、これに加えて、地震等の非常事態に備えた耐震力のある管路や施設等を整備していく必要があります。現状では、基幹道路の耐震管率は23%と低い水準となっており、優先度を踏まえた上で、計画的に耐震対策を進めていく必要があります。

一方で、水源の確保には水の健全な循環が不可欠ですが、近年では人手不足による森林の荒廃や耕作放棄地等の拡大による保水力の低下、市街地の拡大に伴う雨水の地下水涵養の低下、都市化や護岸工事等による水辺環境の劣化といった懸念材料があり、これらの課題にも適切に対処していく必要があります。

*施策（環境保全に対する取組方向）

水源の点検・清掃など維持管理に努めながら、老朽化した浄水場の機械設備の更新や水処理技術の向上により、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

市民への節水の呼びかけとして、水の効率的な利用に対する理解や、水環境の保全意識と行動を促すための啓発を行います。水道施設の維持管理として老朽管の更新を推進し、有収率や安全性の向上を図ります。

重点事項

- 水源の点検・清掃など維持管理に努め、監視やパトロールを実施し、水源地の汚染を未然に防止します。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
水道事業有収率	%	81.3	83	85	全水量のうち、使用料の対象となる水量の割合（率を下げる最大の要因は漏水）
水道管の耐震化整備率	%	21.5	30	40	市内基幹管路耐震化率

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	・節水し、水を有効利用しましょう。
事業者	・節水し、水を有効利用しましょう。

分野目標Ⅱ（安全・衛生）の施策目標 7. その他生活環境の保全
健やかで安らぎのある暮らしを守ります

(1) 騒音・振動、悪臭対策の推進

*現況と課題

市民環境意識調査では、79.7%^{※1}の回答者が「住まい周辺の静かさ」に、80.2%^{※1}の回答者が「住まい周辺の悪臭の少なさ」に満足しています。市に寄せられ苦情は少ない状況が続いているが、パトロール等を継続して住みよい環境を維持していく必要があります。

※1 「満足」と「やや満足」を合わせた割合

騒音・振動・悪臭の苦情件数の推移

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2
騒音の苦情件数（件）	-	-	-	-	-
振動の苦情件数（件）	-	-	-	-	-
悪臭の苦情件数（件）	1	-	1	1	1

資料：エコビレッジ推進課

市内における騒音規制法・振動規制法・県条例に基づく悪臭施設等の設置状況

[R2.3.3 1現在]

区分	騒音		振動	悪臭
	騒音規制法	県条例		
特定事業場数 [特定施設数]	103 社 [1,118 施設]	316 社	32 社 [590 施設]	77 社

資料：「大気汚染の現況 身近な公害の現況（騒音・振動・悪臭）（令和2年度版）富山県

* 施策（環境保全に対する取組方向）

県と連携し、工場や事業場、特定建設作業場に対して、騒音規制法や振動規制法、富山県公害防止条例に基づく規制や指導を行います。建設・土木工事業者に対して、低騒音・低振動型の工法や建設機械の導入、遮音対策、作業期間・時間帯の短縮等の対策を促します。工場や事業場に対して、悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく規制や指導を行います。騒音・振動、悪臭に関する公害防止協定の締結を推進するとともに、問題の発生している工場や事業場に対して、協定内容に基づく協議を行います。

重点事項

- ・事業者と連携しながら、法令に基づく規制基準の遵守と周辺環境に配慮した生産活動への協力を求めていきます。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
住まい周辺の静かさに満足している市民の割合	%	79.7	85	90	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数
住まい周辺の悪臭の少なさに満足している市民の割合	%	80.2	85	90	市民環境意識調査の「満足」または「やや満足」と回答した数／有効回答数

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	・悪臭・騒音の発生を防止しましょう。
事業者	・騒音・悪臭などがないよう、環境に配慮して、製品の開発・製造やサービスの提供をしましょう。 ・公害防止関係の法令・条例等の適合を把握し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。 ・工事に伴う粉じんや騒音・振動の発生を防止しましょう。

(2)

有害化学物質対策の推進

*現況と課題

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、大気・水質・水底の底質・土壌汚染に係る環境基準が定められています。市では、県と連携しながら毎年大気汚染環境と地下水の水質に係るダイオキシン類調査を実施していますが、いずれの測定地点とも環境基準を達成しています。

また、市内には「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定事業場として、大気基準適用施設が6施設あることから、県との連携体制を維持していく必要があります。

市内におけるダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設等の設置状況

[R 2. 3. 31現在]

区分	大気基準適用施設	水質基準適用施設
特定事業場数 [特定施設数]	6社 [6施設]	0社 [0施設]

資料:「大気汚染の現況 身近な公害の現況（騒音・振動・悪臭） 令和2年度版）富山県

*施策（環境保全に対する取組方向）

有害化学物質の排出に関わる公害防止協定の締結を推進するとともに、問題の発生している工場や事業場に対して、協定内容に基づく協議を行います。公園内の農薬散布にあたっては、立て看板の設置や立入制限範囲の設定等により、利用者への周知及び散布時や散布直後に関係者以外が散布区域内に立ち入らないように措置します。

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	・有害な物質の取り扱いには十分気をつけましょう。
事業者	・公害防止関係の法令・条例等の適合を把握し、環境に配慮した事業活動を行いましょう。 ・有害な物質の取り扱いについて、社内教育を徹底しましょう。

(3)

ストック資産の活用

*現況と課題

市内では人口の減少に伴って、山間地だけでなく、市街地においても、家主が不在で長年放置されたままの空き家や家屋が認められ、また管理不足で雑草が繁茂している空き地^{*1} が目立ってきています。空き家や空き地を放置することは、風景や景観の悪化、ごみの不法投棄や火災の誘発、害虫や有害鳥獣の繁殖、災害時の倒壊といった被害を引き起こす恐れがあり、これに加え、周辺の環境悪化や犯罪の温床として、付近住民を不安に陥れる材料にもなっています。平成28年から平成29年に行われた調査^{*2}によると、市内には1,035棟の空き家が確認され、今後も増加が見込まれています。市では空き家の活用を促進するため、「空き家バンク」で情報を発信し、登録者と利用者に補助を行っていますが（登録件数49件、契約件数24件^{*3}）、自動車中心の社会が定着し、郊外の幹線沿いに大型店や専門店が進出したことで、中心商店街では空き店舗が目立ち、賑わいが失われつつあり、今後は中心市街地の賑わいの創出や商業の活性化も合わせた総合的な空き家・空き地対策を講じていく必要があります。

市内では、農業の担い手不足や高齢化の進行によって耕作放棄地が増えてきており、地域住民等による農地の保全管理や農業機械の無人化への取組が必要となっています。

^{*1}すでに人が使用していない土地または人が使用していても相当の未使用部分を残し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地

^{*2}各地区の行政推進員等（町内会長、区長）を通じて、市内の空き家件数を調査した結果

^{*3}令和2年度 南砺で暮らしません課

*施策（環境保全に対する取組方向）

空き家の適切な管理を行い、移住希望者等への空き家の利活用を推進します。空き店舗や空き事務所対策を拡充します。地域経済の活性化を図るため、中小企業を支援する取り組みを継続的に行います。都市機能の集積や街なか居住、市外への購買力流出防止対策、買い物弱者（高齢者等）対策を推進します。

重点事項

- 空き家・空き店舗の利活用を推進します。

環境指標の設定

主な行動指標	単位	現状 (R2)	中間目標 (R8)	目標 (R13)	環境指標の説明
空き家バンクの契約件数	件	24	30	40	空き家バンクの契約件数

市民・事業者・滞在者等の環境行動指針

市民	<ul style="list-style-type: none">空き家を適正に管理しましょう。農地を有効に活用し、農地保全に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">空き店舗を有効に活用しましょう。